福県医発第１４７０号（地）
平成１９年１１月２２日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
（公印省略）

久留米市乳幼児医療費の入院外にかかる対象年齢拡大に伴う取扱いについて

久留米市の乳幼児医療費支給制度において、３歳以上（３歳に達する日の属する月の末日を経過した者）の入院外の自己負担相当額につきまして、下記のとおり対象年齢が拡大される旨、久留米市より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

１．　乳幼児医療受給者のみ平成２０年１月１日から、就学前（６歳に達する日以後の最初の３月３１日）まで、新たに助成の対象となり、本人負担が無料（初診料及び往診料は自己負担）とされる。
　ただし、対象者の拡大が年次的（１９年度：３歳児、２０年度：４歳児、２１年度：６歳児までを対象）に行われる。

２．乳幼児医療証の負担番号が８１４０００４６の場合（薄紫色の医療証）
・久留米市に住所を有する小学校就学前の乳幼児を対象に発行されている。
・３歳の誕生月までの乳幼児の初診料・往診料については、助成の対象となり無料であるが、３歳の誕生月を超え、就学前までの間の乳幼児の初診料・往診料はこれまでどおり受給者負担とされる。

３．乳幼児医療証の負担番号が８１４０６５０６の場合（黄色の医療証）
・既に北野区域に住所を有する乳幼児を対象に発行されているが、この医療証では、３歳の誕生月を超え就学前までの通院が助成の対象であり、初診料・往診料については現行どおり自己負担とされる。
・この医療証の使用は平成２１年３月３１日までを予定されている。

小郡三井医師会より　　担当理事　友清　明

医療

公印省略

１９健医第１４６１号
平成１９年１１月９日

社団法人　福岡県医師会
会長　横倉　義武　　様

久留米市長　　江藤　守國

乳幼児医療費の入院外にかかる対象年齢拡大に伴う取扱いについて（依頼）

平素より、乳幼児医療をはじめ公費医療費支給制度の円滑な実施につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、乳幼児医療費支給制度において３歳以上（３歳に達する日の属する月の末日を経過した者）の入院外の自己負担相当額につきまして、久留米市の乳幼児医療受給者のみ平成２０年１月１日から、就学前（６歳に達する日以後の最初の３月３１日）まで、新たに助成の対象となり、本人負担が無料（初診料及び往診料は自己負担）となります。

ただし、対象者の拡大を年次的（１９年度：３歳児、２０年度：４歳児、２１年度６歳児までを対象）に行いますので、医療費の請求の際にはご注意の程よろしくお願いいたします。

具体的には、下記の内容で予定しておりますので、関係機関並びに会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

① 乳幼児医療証の負担番号が８１４０００４６の場合（医療証の色は薄紫色）

【医療証の有効期間の記載内容を確認してください】

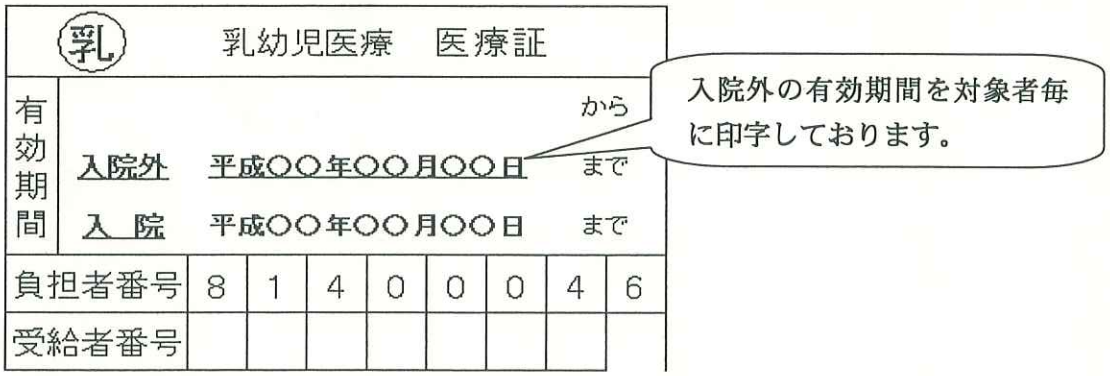

この医療証は、久留米市に住所を有する小学校就学前の乳幼児を対象に発行しています。そこで、この医療証を持っている３歳の誕生月までの乳幼児の初診料・往診料については助成の対象となり無料となりますが、3 歳の誕生月を超え、就学前までの間の乳幼児の初診料・往診料はこれまでどおり受給者負担となります。

② 乳幼児医療証の負担番号が８１４０６５０６の場合（医療証の色は黄色）

この医療証は、今回の制度改正（対象年齢拡大）に係りなく、既に北野区域に住所を有する乳幼児を対象に発行していますが、この医療証では、3 歳の誕生月を超え就学前までの通院が助成の対象となっており、初診料・往診料については現行どおり自己負担となります。

また、この医療証の使用は平成２１年３月３１日までを予定しております。

福岡県医師会 受 19.11.15

③年齢拡大イメージ図

1．入院の場合（市域統一制度）

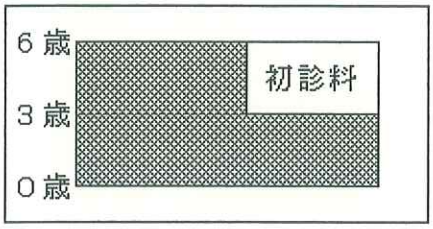

2．入院外の場合

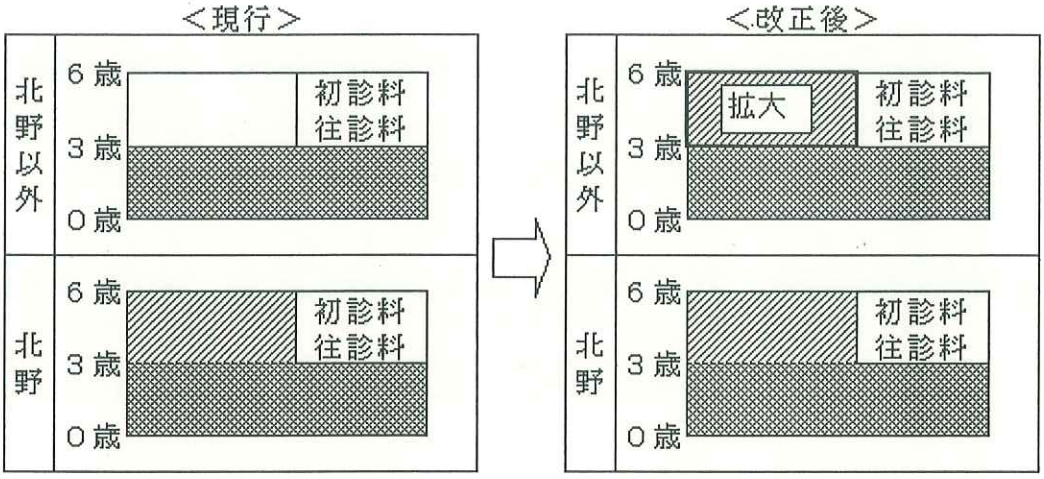

3．入院外対象年齢の年次的引上げ予定

平成19年度	H20.1.1～	H16.4.2～H17.4.1生まれの者を拡大
平成20年度	H20.4.1～	上記の者に加え、 H17.4.2～H18.4.1生まれの者を拡大
平成21年度	H21.4.1～	更に、上記の者に加え、 H15.4.2～H16.4.1生まれの者を拡大 H18.4.2以降生まれの者を拡大

生年月日	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
H13.4.2 H14.4.1	６歳児	小学生	小学生	小学生
H14.4.2 H15.4.1	５歳児	６歳児	小学生	小学生
H15.4.2 H16.4.1	４歳児	５歳児	６歳児	小学生
H16.4.2 H17.4.1	３歳児	４歳児	５歳児	６歳児
H17.4.2 H18.4.1	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
H18.4.2 H19.4.1	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児
H19.4.2 H20.4.1	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児

担当：久留米市健康福祉部健康医療課
TEL ０９４２－３０－９０３４

久留米市乳幼児医療の対象年齢を拡大します！

入院外（通院・調剤等）の助成対象年齢を『年次的に拡大』し就学前まで対象になります

平成20年1月1日から、平成16年4月2日以降生まれの方を拡大

平成21年4月1日から、平成15年4月2日以降生まれの方を拡大

＊初診・往診料の一部自己負担金の無料化は、3歳に達する日の属する月の末日まで（変更なし）

お手続きは必要ありません

対象となる前月までに医療証をご送付いたします

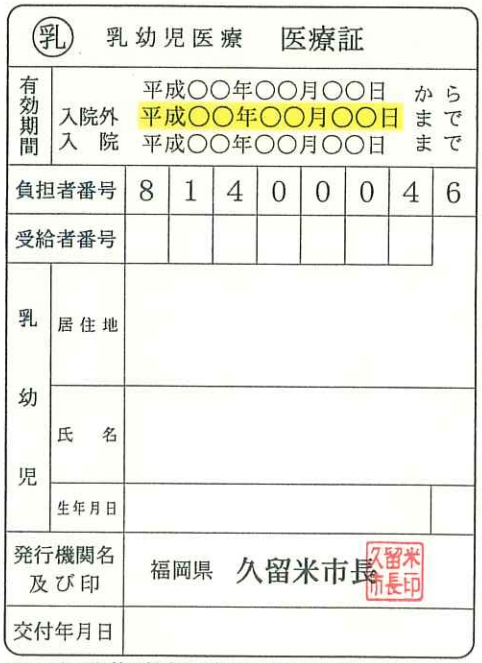

㊔ 乳幼児医療　医療証

有効期間	入院外	平成○○年○○月○○日　から 平成○○年○○月○○日　まで
	入院	平成○○年○○月○○日　まで
負担者番号		8 1 4 0 0 0 4 6
受給者番号		
乳幼児	居住地	
	氏名	
	生年月日	
発行機関名及び印		福岡県　久留米市長　久留米市長印
交付年月日		

※この証は県外の保険医療機関では使用できません。
※市外へ転出したときは、この証をお返しください。

《平成20年1月1日時点の交付対象者》

平成16年4月2日以降生まれですか？

- はい：新しい医療証になります　入院外　（就学前）　入院　（就学前）
- いいえ：現在の医療証をお使い下さい

平成19年度、平成20年度（助成対象者）・・・就学前まで	
平成13年4月2日生まれ ～ 平成14年4月1日生まれ	（入院のみ）
平成14年4月2日生まれ ～ 平成15年4月1日生まれ	（入院のみ）
平成15年4月2日生まれ ～ 平成16年4月1日生まれ	（入院のみ）
平成16年4月2日生まれ ～ 平成17年4月1日生まれ	（入院・入院外）
平成17年4月2日生まれ ～ 平成18年4月1日生まれ	（入院・入院外）
平成18年4月2日生まれ ～ 平成19年4月1日生まれ	（入院・入院外）
平成19年4月2日生まれ ～ 平成20年4月1日生まれ	（入院・入院外）

《平成21年4月1日時点の交付対象者》

平成15年4月2日生まれ～平成16年4月1日生まれですか？

- はい：新しい医療証になります　入院外　（就学前）　入院　（就学前）
- いいえ：現在の医療証をお使い下さい

平成21年度（助成対象者）・・・就学前まで	
平成15年4月2日生まれ ～ 平成16年4月1日生まれ	（入院・入院外）
平成16年4月2日生まれ ～ 平成17年4月1日生まれ	（入院・入院外）
平成17年4月2日生まれ ～ 平成18年4月1日生まれ	（入院・入院外）
平成18年4月2日生まれ ～ 平成19年4月1日生まれ	（入院・入院外）
平成19年4月2日生まれ ～ 平成20年4月1日生まれ	（入院・入院外）
平成20年4月2日生まれ ～ 平成21年4月1日生まれ	（入院・入院外）
平成21年4月2日生まれ ～ 平成22年4月1日生まれ	（入院・入院外）

お問い合わせ

久留米市健康福祉部健康医療課
TEL：0942－30－9034
FAX：0942－30－9752
メール：hoihoi@city.kurume.fukuoka.jp